

第4章 具体的施策の展開

結婚

① 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行する一方で、多くの若者が結婚を希望しています。

結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。

<施策の方向性>

1-1 出会いや結婚につながる総合的な結婚支援

地域のつながりの希薄化等に伴い、近所で結婚相手を紹介する仲人等が少なくなるなど、結婚を希望しながら異性と巡り会う機会が少ないといった若者の現状があります。

そこで、若者の結婚の希望をかなえるため、出会いや結婚につながる総合的な取組を県を挙げて進めます。

<具体的な取組内容>

① 市町や商工会等と一緒に、結婚支援を推進する体制づくりを進めます。

結婚を希望する若者を、県を挙げて支援するため、市町や商工会等の関係者を交えた推進会議を設置し、結婚支援体制の強化を図ります。

数値目標	結婚支援実施市町数	(H26) 9 市町 → (H31) 全市町
------	-----------	------------------------

② 若者が結婚を前向きに捉えられるよう、家庭や子どもを持つことの意義を啓発します。

若者が将来結婚し、家庭を築くことに現実味を持つことができる機会を設け、若者が結婚に対して前向きになることができる環境づくりを進めます。

③ 出会いの機会などの情報提供や結婚に関する相談体制の充実を図ります。

県内各地の結婚支援情報を集約したポータルサイトを構築するなど、結婚を希望する若者に対し、一元的な情報提供ができる環境づくりを進めます。

また、公益財団法人いしかわ子育て支援財団に「婚カフェ」を設置し、結婚を希望する男女が、結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる場を提供します。

④ 結婚を希望する若者に、出会いの機会を提供します。

しあわせアドバイザー「縁結び ist」により、結婚を希望する若者に対して、結婚相談や出会いの機会の仲介を行います。

また、商店街や企業が行う独身男女の出会いイベントの開催を支援し、より多くの男女に出会いの機会を提供します。

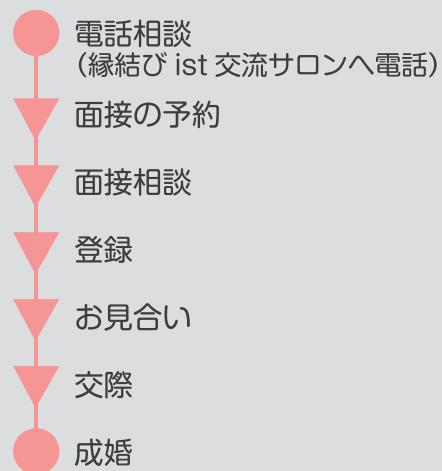
数値目標	縁結び ist の数	(H26) 253 人 → (H31) 500 人
------	------------	---------------------------

「縁結び ist」とは？

しあわせアドバイザー「縁結び ist」

独身男女の結婚相談や、お見合いのお世話（仲人役）をボランティアで務める結婚アドバイザー

お見合いの流れ



⑤ 結婚を希望する若者に、異性とのコミュニケーションの取り方などを指南します。

異性との接し方に自信がないといったことなどから、出会いの機会を十分に活かせない独身男女に対し、異性とのコミュニケーションの取り方やマナーなどを指南します。

<施策の方向性>

1-2 若者への就業支援

結婚を希望しているながら、経済的理由から結婚をためらう若者もあり、安定した就労の確保が重要となっています。

そこで、若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

全ての学校でキャリア教育を意識した授業実践に努めます。また、発達の段階に応じ、中学校においては職場体験、高等学校においてはインターンシップなどの体験活動を実施します。加えて、専門高校においては、産業界と連携してモノづくり人材の育成を図るなど職業教育の質の向上を目指し、企画力やチャレンジ精神を持った地域を支える人材の育成を図ります。

② 若者の職業意識の形成を図ります。

ジョブカフェ石川やヤングハローワーク金沢などが連携して職業意識を形成するため、中高生に対して、先輩社員による職業講話（仕事探しシェルパ）を実施するとともに、高校生に対して、国内トップ企業の経営者や県内企業の経営者による講演を実施します。

③ 若年者に対する就職相談から就職支援までの総合的な就業支援の充実を図ります。

就職活動を行う若者に対して、就職相談や就職支援に関するセミナーを実施するとともに、企業説明会や見学会等を実施し、就職相談から就職支援までの総合的な就業支援を行います。

また、若者が知りたい情報を網羅した就職支援サイトを開設し、県内企業情報や石川での働きやすさ（子育て環境、物価）等の情報を一元的に発信します。

特に大学生に対して、企業から学生にインターンシッププログラムを直接PRできる「インターンシップマッチング交流会」を開催し、インターンシップへの参加を促進することで、就職活動開始前から県内企業の理解を深めます。

また、女子大学生と県内企業で働く女性社員の交流会を開催し、仕事と育児の両立方法等を知る機会を提供します。

数値目標	新規学卒者の早期離職率(大学)	(H23.3 卒3年後) 33.1% → (H28.3 卒3年後) 30%
------	-----------------	--

妊娠・出産

② 安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

母子の健康の確保及び増進は、全ての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。

地域において母子が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組みます。

<施策の方向性>

2-1 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行うとともに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

<具体的な取組内容>

① 妊娠初期から出産・育児に至る一貫した健康管理に努めます。

市町が行う母子保健事業への支援を行うとともに、医療機関、助産所など関係機関との連携を図り、妊娠から出産、育児に至るまで継続した支援を行います。特に、妊娠・出産・育児において困難を抱える家庭に対する継続した支援、育児不安の大きい新生児期における新生児訪問などのきめ細かな支援、乳幼児健診の未受診家庭への積極的な支援を実施します。

また、妊娠の届出・母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査の受診勧奨や母子健康手帳等の効果的な活用を推進するとともに、妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及を推進します。

数値目標	新生児訪問実施率(乳児期含む)	(H25) 97.5% → (H31) 98%
	乳幼児健診受診率	(H25) 97.3% → (H31) 98%
	乳幼児健診未受診者把握率	(H25) 99.2% → (H31) 100%

② 妊婦等を支える地域の支援体制の整備を行います。

妊娠期から子育て期に至るまでの支援について、地域の実情に応じた体制の整備を行います。特に、産前産後のサポート体制の充実・強化を図ります。

数値目標	妊娠 11 週以下の妊娠の届出率	(H25) 91.7% → (H31) 94%
------	------------------	-------------------------

③ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

マタニティマークとは？

- 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。



④ 働く女性の職場での産前・産後における健康の保持・増進を図ります。

産前産後休暇など母性保護制度の普及啓発を進めます。特に健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要な妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの積極的な活用を進めます。

⑤ 「母乳で育てる」環境づくりを進めます。

母乳栄養による育児は母子双方にメリットが大きいことから、希望する母親が母乳栄養による育児をしやすい環境づくりに取り組みます。

⑥ 子どもの疾病について、早期発見に努めます。

子どもの疾病的早期発見及び早期対応等に資するよう、全ての新生児に対し、先天性代謝異常等検査を実施します。

⑦ 子どもの事故予防のための普及啓発を推進します。

不慮の事故、乳幼児突然死症候群、乳幼児搖さぶられ症候群等による乳幼児死亡を予防するため、普及啓発を充実するとともに、家庭や幼稚園・保育所・認定こども園、地域における子どもの事故予防のための環境整備を推進します。

⑧ 多胎児、低出生体重児、慢性疾病児家庭等への支援に努めます。

多胎妊娠や慢性的疾患を持つ妊婦、低出生体重児、慢性疾病児など、妊娠中の健康管理や育児上困難を抱えやすい家庭に対して、医療機関、市町、県保健福祉センター等が連携し、母と子の健やかな成長を支援します。

また、妊婦健康診査で発見された HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-1型)について、母子感染を予防するための体制の整備を図ります。

⑨ 産後うつ病の早期発見や適切な支援に努めます。

産後はホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関、精神科医療機関、市町など関係機関と連携し、産後うつ病等の早期発見や適切な支援、産後のメンタルヘルスの普及啓発に努めます。

また、育児不安の強い親や子どもとの関わりに悩む親同士のグループ活動を支援します。

⑩ 妊婦及び乳幼児の歯と口腔の健康づくりを支援します。

妊娠に対する歯科検診の受診を促進し、妊娠中の歯周疾患予防のための保健指導の充実を図るとともに、市町の歯科健診や歯科保健指導等により、子どものむし歯予防についての普及啓発を図ります。

⑪ 不妊相談と不妊治療費の助成を実施します。

不妊で悩む夫婦に対し、不妊検査・治療の方法や医療機関情報の提供、不妊の悩み等に関する相談を実施するとともに、保険適用となっていない体外受精、顕微授精に係る治療費の助成を実施します。また、薬物治療や人工授精など比較的初期の段階で行われる治療に対しても助成し、不妊の相談から高度な治療まで総合的な支援を行います。

さらに、男性不妊への支援体制の充実を図るとともに、不妊についての正しい知識の啓発を図ります。

⑫ 妊娠110番を設置し、妊娠に悩む女性の支援を行います。

望まない妊娠など、妊娠を継続するかどうかの悩みに対する専門の電話・メール相談を実施します。

⑬ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

数値目標	妊娠・出産等に関する医学的知識の普及・啓発講座受講者数(累計)	(H26) 650人 → (H31) 2,100人
------	---------------------------------	---------------------------

⑭ 母子保健に関する地域の課題を踏まえた取組を推進するとともに、母子保健を担う人材の育成に努めます。

母子保健に関する取組について、広域的・専門的な立場から課題の把握等を行い、市町と連携して、地域の実情を踏まえた対策を推進します。

また、母子保健関係者の専門性の向上に努めます。

<施策の方向性>

2-2 周産期・小児医療体制の充実

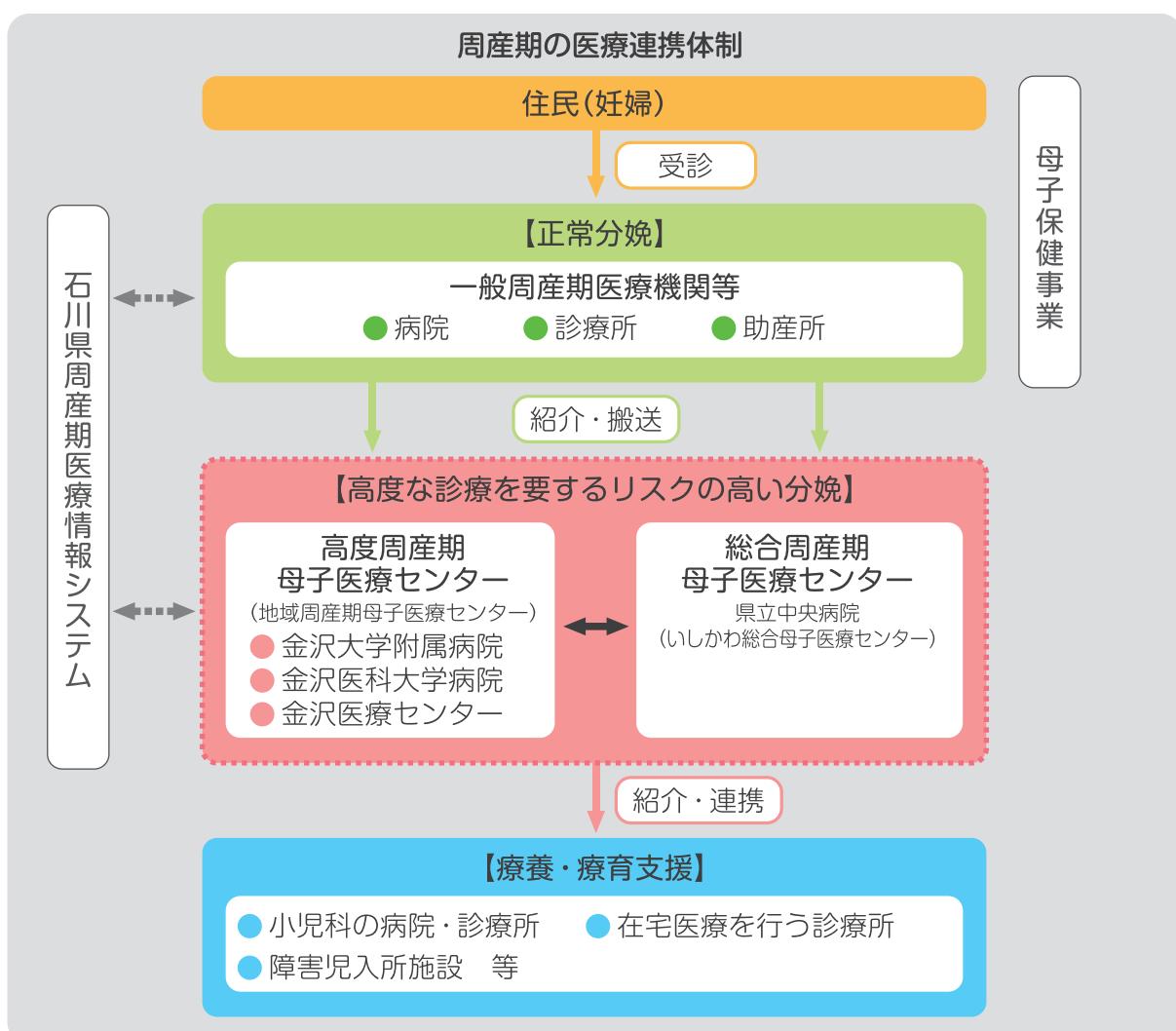
多胎児や低出生体重児の出生割合が高止まりで推移しているなど、リスクの高い妊産婦・新生児の受け入れ体制の確保が求められているため、高度周産期医療体制の充実・強化を図るとともに、地域の産科・小児科医等の確保に向けた取組を推進します。

<具体的な取組内容>

① 周産期医療体制の充実・強化を図ります。

県立中央病院に設置している総合周産期母子医療センター（いしかわ総合母子医療センター）において、重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室（MFICU）と高度な医療が必要な新生児を受け入れる新生児集中治療室（NICU）を活用し、専任のスタッフが24時間体制で適切な医療を提供します。

さらに、建設予定の新県立中央病院では、総合周産期母子医療センターを手術室や小児科病棟と同一フロアに配置し、産科医師と小児科医師の連携を強化するなど、より充実した体制を整備します。



② 母親の心のケアに配慮した周産期医療の充実に努めます。

低出生体重児等を出産した母親への心のケアを行うため、県内の低出生体重児治療を行っている医療機関に臨床心理士を派遣します。

③ 産科・小児科医等の確保に向けた取組を実施します。

地域の病院で勤務する産科医や小児科医など、不足する診療科の医師を支援するサポート体制を構築します。また、将来、医師不足地域の医療機関において、産科・小児科医等の特定診療科医師として従事しようとする医学生等に対して修学資金を貸与します。さらに産科医を確保するため、分娩手当を支給し、その待遇の改善を図る分娩取扱機関を支援します。

④ 小児救急電話相談を実施します。

夜間における子どもの急な発熱などの際に、保護者が今すぐ医療機関に行くか否かの判断についてのアドバイスを小児科医等から受けることができる電話相談を実施します。

相談時間	午後6時から翌朝8時(毎日)
電話番号	「#8000」：一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など 「076-238-0099」：一般電話のダイヤル回線、IP電話など

⑤ 子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発を進めます。

子どもの急病時の対処法について、症状ごとにわかりやすく掲載した「子どもの救急ガイドブック」を作成し、市町実施の乳幼児健診時や保育所・幼稚園・認定こども園、小児科を標榜する救急告示病院へ配布し、日頃から子どもの症状に応じた対応の仕方に関する理解を深め、いざという時にも落ち着いた対応ができるよう普及啓発を進めます。

また、小児科医が、保護者に対して、子どもの急病時の救急受診を含めた対処法などについて講話することにより、保護者の安心感を確保するとともに、適正受診の在り方について保護者とともに考える出前講座を実施します。

⑥ 小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもとその家族を支援します。

小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもと家族に対する相談支援の充実・強化を図るために、自立支援員を配置するとともに、関係者に対する研修会の開催、親の会、患者会の育成・支援を行い、小児慢性特定疾病等に関する理解と支援の輪を広げます。

また、家から遠く離れて入院治療を行う家族のための低額宿泊施設の紹介を行います。

子育て

③ 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てるこことできる環境の整備

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化を背景とし、子育て家庭が孤立化し、子育てについての不安や悩みを抱く人が増えています。

このような状況を踏まえ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じができるよう、それぞれの家庭の子育ての状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

また、子育て支援の取組の実施にあたっては、地域のNPOや企業等も含め、地域社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めます。

<施策の方向性>

3-1 全ての子育て家庭への支援

未就園児(0～2歳児)は、その半数以上が在宅で育児されており、核家族化の進展等により育児の孤立化が指摘されていることから、在宅育児家庭への支援を強化します。

また、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度においても、子どもや子育て家庭が必要とする幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、市町とも連携し、着実な実施を図ります。

<具体的な取組内容>

① 「マイ保育園登録制度」を通じて、全ての子育て家庭を支援します。

特に子育てに関する不安の多い出産前後から3歳に達するまでの間、育児の専門家の支援を受けて安心して過ごすことができるよう、身近な保育所や認定こども園を登録する「マイ保育園登録制度」を継続して実施し、おむつ交換等の育児体験、リフレッシュのための一時預かり、育児の専門家である保育士等による育児相談を行います。

数値目標	マイ保育園利用登録率	(H25) 60.3% → (H31) 75%
------	------------	-------------------------

さらに、マイ保育園を子育て家庭にとってより魅力あるものとするため、子育て家庭の多様なニーズに対応し、自ら積極的に創意工夫を凝らした取組を行う保育所や認定こども園を支援します。

② 「子育て支援コーディネーター」を養成し、全ての保育所・認定こども園に配置します。

「子育て支援プラン」の作成をはじめ、地域の子育て家庭に対する各種子育て支援サービスの利用を総合的にコーディネートする「子育て支援コーディネーター」を養成し、全ての保育所・認定こども園への配置を進めます。

数値目標	子育て支援コーディネーター配置率(保育所・認定こども園)	(H25) 92.8% → (H31) 100%
------	------------------------------	--------------------------

③「子育て支援総合アドバイザー」を養成し、各市町に配置します。

マイ保育園における子育て支援活動をより効果的なものとするため、各市町に子育て支援総合アドバイザーを配置し、当アドバイザーの助言・指導の下、子育て支援コーディネーターや保健師などの関係者が連携し、家庭訪問等も含めたきめ細かな子育て支援プランの作成等の支援を行います。

数値目標	子育て支援総合アドバイザー 配置市町数	(H26) — → (H31) 全市町
------	------------------------	---------------------

④利用者支援事業の実施を促進します。

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、県内全ての市町において子育て支援総合アドバイザーが個別のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談等を行う利用者支援事業の実施を進めます。

⑤「在宅育児家庭通園保育モデル事業」を実施します。

子ども・子育て支援新制度においても、在宅育児家庭の3歳未満の子どもは、幼稚園・保育所・認定こども園のいずれの施設も通園利用できないことから、通園に準じた保育サービスを受けられるようにすることで、同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で子どもが健やかに育つ機会を提供するとともに、保護者の子育てに関する精神的不安の更なる軽減を図ります。

数値目標	在宅育児家庭通園保育モデル事業 の利用者満足度	(H26) — → (H31) 80%
------	----------------------------	---------------------

⑥「パパママ子育て塾」により、実際に保育体験をしながら、育児のノウハウを学ぶ機会を提供します。

初めての子どもで育児に不安がある親子を保育所・認定こども園で受け入れ、保護者は保育士とマンツーマンで子どもとの関わり方を学び、子どもは同年代の子どもと一緒に過ごすことにより社会性を身につける機会の提供を進めます。

こうした機会を通じて、育児のノウハウの習得だけではなく、実際に多くの子どもに触れることで、子どもの育ちへの理解を進め、育児不安の解消を図ります。

⑦子育て中の親同士が議論を通じて、自分なりの子育ての仕方を習得することを支援します。

子育て中の親同士が子育てについて自らが抱える悩みや不安などをグループで話し合い、議論を重ねる中で、自分にあった子育ての仕方を学ぶ機会(ピア・カウンセリング)の提供を図ります。

⑧ 保護者の多様な保育ニーズに応じて、一時預かりやショートステイなどのサービス提供を図ります。

冠婚葬祭やリフレッシュなど一時的な保育ニーズに対応する「一時預かり」を身近な保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点等で提供するとともに、仕事の都合など一定期間の保育ニーズに対応する児童養護施設等での「ショートステイ(7日以内の宿泊)」や「トワイライトステイ(夜間の預かり:6ヶ月程度まで)」を提供します。

数値目標	ショートステイ実施市町数	(H26) 10市町 → (H31) 全市町
------	--------------	------------------------

⑨ 地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

子育て中の親と子が、身近な場所で気軽に集って交流し、情報交換などができる、保育士等の専任スタッフが、子育て家庭からの相談に応じる地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

数値目標	地域子育て支援拠点数	(H25) 106か所 → (H31) 133か所
------	------------	---------------------------

⑩ 子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

女性の就職を支援するため、「いしかわ女性再チャレンジ支援室」を設置し、個別相談や各種情報提供等により、子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

⑪ インターネットによる情報発信を進めます。

公益財団法人いしかわ子育て支援財団がホームページ(いしかわ おやコミ!.net)で提供している子育て支援情報の充実を図ります。

子育てに関する悩みや質問に答えるQ & Aの充実や、必要な情報を容易に検索し利用できるよう、利便性の向上に取り組みます。

⑫ 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

全ての市町の児童相談窓口で子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には県の児童相談所の専門家が対応します。

また、マイ保育園や地域子育て支援拠点での相談支援のほか、幼稚園における子育て相談を実施するとともに、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる環境づくりを進めます。

⑬ 子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質の向上を進めます。

地域の実情に応じて市町が実施する子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及び資質向上のため、市町と連携し、研修機会の提供等を行います。

<施策の方向性>

3-2 幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

本県では、保育所の普及率が高く、保育サービスは量的には概ね充足していることから、今後は両親の就労の状況等に関わらず、全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、幼児教育・保育サービスの質の更なる向上を図ります。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組を推進します。

<具体的な取組内容>

① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修を実施するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。

数値目標	幼児教育・保育に関する研修受講者数	(H25) 4,800人／年 → (H31) 5,500人／年
------	-------------------	---------------------------------

② 幼稚園・保育所・認定こども園の連携を深めます。

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、幼稚園・保育所・認定こども園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

③ 働く保護者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。

保育所における延長・夜間保育、休日保育の実施とともに、病児・病後児保育の充実に取り組みます。また、幼稚園における預かり保育について、夏休みなどの長期休業日における実施の拡大に向けて取り組みます。

数値目標	病児・病後児保育(病児・病後児対応型) 実施か所数	(H25) 36か所 → (H31) 40か所
	幼稚園預かり保育(長期休業日) 実施率	(H25) 69.2% → (H31) 80%

④ 放課後児童クラブの質の向上に努めます。

子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後児童クラブの開所時間の延長促進を図るとともに、子どもの心身の健全な育成を図る観点から、放課後児童支援員研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子ども教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めています。

数値目標	放課後児童クラブ数	(H26) 267 クラブ → (H31) 300 クラブ
	放課後児童クラブ開所時間延長実施率	(H26) 39.7% → (H31) 60%

⑤ 放課後子ども教室の取組を支援します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子ども教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

<施策の方向性>

3-3 経済的支援の充実

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める経済的不安の解消に向け、経済的負担の軽減を図ります。特に、3人以上の子どもを持つ多子世帯において、経済的不安が大きいことから、多子世帯への経済的支援に重点的に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 乳幼児医療費の助成を行います。

乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、医療費の一部を助成します。

② ひとり親家庭における医療費を助成します。

母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

③ 小児慢性特定疾病に対する医療費を助成します。

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の一部を助成し、当該疾病の研究の推進、医療の確立・普及を図ります。

④ 多子世帯の保育料の負担軽減を図ります。

18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育料を無料化します。

⑤ プレミアム・パスポートを発行し、多子世帯を支援します。

18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯（第三子を妊娠中の世帯を含む。）の経済的な負担を軽減するため、県内の企業等に協力を求め、割引などの特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を実施します。

数値目標	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	(H26) 2,304店舗 → (H31) 3,000店舗
------	--------------------	-------------------------------

⑥ 奨学金制度により、高校・大学等への進学の支援を図ります。

経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

数値目標	奨学金募集人員	(H26) 419人 → (H31) 必要枠の確保
------	---------	---------------------------

⑦ 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、3人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

<施策の方向性>

3-4 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。また、企業による子育て支援活動を促進します。

<具体的な取組内容>

① 子育てサークルや母親・父親クラブ等の地域活動を支援します。

子どもを持つ親同士がお互いの親睦を図りながら、子育てや子どもを取り巻く様々な問題について話し合う子育てサークルや母親・父親クラブ等の活動を支援します。

② 子育て支援に祖父母世代の力の活用を進めます。

祖父母世代が参加した子育て支援に取り組む地域のNPO等の活動に対し助成することで、祖父母世代が子育てに関わるきっかけづくりを支援します。

③ 子育てにやさしい企業の活動を支援します。

社会全体とりわけ企業等が積極的に子育て支援に取り組んでいく環境を整備するため、企業等が主体となって構成される「子育てにやさしい企業推進協議会」の活動を支援します。

④ 企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

子育て支援の寄附を目的としたサービスや商品を提供する企業を県が認定し、認定企業が取りまとめた県民からの寄附金を子育て支援事業に活用する「エンゼル・サポート事業(県民参加型ふるさといしかわ応援事業)」を実施します。

⑤ 企業が地域の子育て支援NPO等を応援できる仕組みづくりに取り組みます。

子育てを応援したいと考える企業の人材等を、それを必要とする子育て支援NPO等に提供できる仕組みづくりに取り組み、企業による地域の子育て支援の一層の充実を図ります。

⑥ いしかわエンゼルマーク運動を展開します。

社会全体で子育てを支援する気運を高めるため、全ての子育て家庭を対象に子育て応援サービスを行う企業等を、いしかわエンゼルマークの店として認定し、認定店が実施する子育て応援サービスに関する情報をホームページにより子育て家庭に発信します。その運動の中で、毎月19日の「県民育児の日」の普及啓発を図ります。

数値目標

いしかわエンゼルマーク運動認定店舗数

(H26) 1,229店舗 → (H31) 1,500店舗

<施策の方向性>

3-5 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯が、安全で安心して生活できるよう、良質な住宅、良好な住環境の確保を図るとともに、安全・安心なまちづくりの推進に取り組みます。

加えて、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるようにするため、三世代同居・近居を希望する方がその希望を実現できるよう支援の充実を図ります。

<具体的な取組内容>

① 県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。(再掲)

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、3人以上の子どもを持つ多子世帯に対して優遇措置を講じます。

② 安全・安心なまちづくりのための普及啓発を推進します。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や防犯灯整備等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計が盛り込まれるよう、関係機関との連携及び普及啓発を推進します。

③ 歩行空間のバリアフリー化や通学路の安全対策を進めます。

子どもや高齢者、障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やバリアフリー対応型信号機等の整備、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

また、安全な通行を確保するため、通学路の安全対策に取り組むとともに、交通安全施設の整備・改良等を実施し、交通安全対策を推進します。

④ 公益的建築物のバリアフリー化を推進します。

病院、百貨店、官公庁、学校その他不特定多数の者が利用する建築物において、段差の解消や授乳所等の設置などバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境の整備を推進します。

数値目標	公益的建築物のバリアフリー化率 (H25) 59.1% → 「石川県新長期構想」の目標に準ずる (参考：現構想の目標値 H27 70%)
------	--

⑤ 妊婦にやさしい環境づくりを進めます。(再掲)

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めます。

⑥ 「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

乳幼児を連れての外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録・普及を進めます。

⑦ 祖父母・親・子の三世代が同居または近居を始める際の住宅建築費等に助成します。

子育て中の親世代の孤立化を解消するとともに、子どもの急病時などに共働きの親が祖父母世代から直接サポートを受けられるような子育て環境を拡大させるため、祖父母・親・子の三世代が同居または近居を始める際の住宅建築費等に助成します。

④子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身につけ、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、異年齢の子どもと交流できる体験活動の場の創出などの環境整備を進めます。

<施策の方向性>

4-1 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、生きてることの大切さやコミュニケーションの大切さを実感しながら、自立した大人となることができるよう、命の大切さや、子どもを生み育てるこの意義・喜びについて、理解を深めることができる機会の提供を図ります。

また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てるこの重要性について考える機会の提供を図ります。

<具体的な取組内容>

①「赤ちゃん登校日事業」等の拡充を進めます。

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子どもの他人と関わるコミュニケーション力が低下していることから、子どもがまだ言葉を話さない赤ちゃんと触れあうことで、「聞く・見る・伝える」といったコミュニケーションの大切さを体感し、人との関わりや命の大切さを学ぶ機会を提供する「赤ちゃん登校日事業」について、実施の拡充を進めます。

また、高校生等が乳幼児との触れ合いを通じて、人との関わり方や命の大切さ等について学ぶ機会を設けます。

数値目標	乳幼児との触れ合い育児体験 実施高校数	(H26) — → (H31) 40 校
------	------------------------	----------------------

②学校や家庭、地域において、子どもに男女共同参画社会についての理解を深めてもらいます。

若い世代のうちから男女共同参画について理解してもらうことが大切であることから、大学生を対象にワークショップを開催するほか、小学生を対象とした副読本を作成し、学校において活用してもらうなど、男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

また、親子が参加する地域行事等において、男女共同参画の啓発ツールを活用し、意識啓発を行います。

<施策の方向性>

4-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもの生きる力の育成に向けて、確かな学力の向上を図る教育環境の整備、豊かな心の育成を図る様々な体験活動、体力の向上と健康増進を図るスポーツ活動や外遊びを推進します。

特に、学校教育において、子どもの成長段階に応じて、命の大切さや子どもを生み育てることの意義・喜び、そして、親となることに伴う責任について、理解を深めることができる学習機会の提供に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりを進めます。

教育に対するニーズが多様化する中、一人ひとりの能力・適性等に応じた教育を展開し、児童生徒や保護者等のニーズに対応できる学校づくりを進めます。

② 優れた教員の育成・確保に努めます。

教員を目指す学生が実践的指導力を身に付けられるよう、大学と連携して教員養成を進めるとともに、教員の採用選考に当たって、教育的愛情と責任感・使命感を持ち、実践的指導力のある人材を確保します。また、採用後は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応できる人材の育成を図ります。

③ 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てます。

小・中・高等学校の教育課程において、発達の段階に応じて、小学校では家庭生活を大切にする心情を育み、中学校では家庭の機能について理解を深め、高等学校では家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについての学習を進めます。

④ 中高生の保育体験を推進します。

中学生の職場体験活動や高校生の保育体験活動を推進します。

⑤ 体験活動を通じて、豊かな心の育成に努めます。

体験活動を通じて、地域の文化への理解を深め、自然保護の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、「いしかわ子ども自然学校事業」をはじめとした体験活動を提供します。

数値目標	いしかわ子ども自然学校参加者数	(H25) 5,984 人 →「石川の教育振興基本計画」の目標に準ずる (参考：現計画の目標値 H27 5,400 人)
------	-----------------	--

⑥ 子どもの運動習慣の動機づけに取り組みます。

小学校においてインターネットを活用した運動プログラム「スポチャレいしかわ」を実施するほか、スポーツや外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組み、子どもの体力の向上を図ります。

数値目標	スポチャレいしかわ登録クラス 数の割合	(H25) 66.1% → (H31) 80%
------	------------------------	-------------------------

⑦ 省エネ・節電などの環境保全活動を推進し、環境に関する意識の醸成を図ります。

学校や家庭等において、環境保全活動や環境教育を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムである「いしかわ版環境 ISO」を普及するとともに、未就学児の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する幼稚園・保育所・認定こども園を認定し、幼児期における環境意識の醸成を図ります。

また、家族と一緒に楽しく環境保全活動に取り組んだ未就学児を「いしかわエコレンジャー」に、一緒に取り組んだ家族を「いしかわ家庭版環境 ISO エコファミリー」に認定し、子育て世代の環境保全活動を推進します。

⑧ 公立学校施設の整備充実に努めます。

多様化した教育内容・学習形態に対応し、児童生徒に安全な学習環境を確保するため、学校施設の整備充実に努めます。

⑨ 児童生徒の安全確保のため、学校安全のための対策を図ります。

「石川の学校安全指針」(平成 25 年 8 月改訂) の周知徹底を図るとともに、各学校の安全教育と安全管理の一層の充実に努めます。さらに、講習会や通知等を通じて教職員の危機管理意識及び指導力の向上を図ります。

⑩ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

⑪ 奨学金制度により、高校・大学等への進学の支援を図ります。(再掲)

経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

<施策の方向性>

4-3 家庭や地域の教育力の向上

子どもの心身の健やかな成長を支えていくためには、子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育が基盤となることから、子どもの教育を担う第一義的責任を有する保護者等に対して、親子の育ちを応援する学習機会の充実など、家庭教育支援の一層の充実を図ります。

また、子どもは多くの人との関わりや様々な体験を通じて育まれることを踏まえ、家庭・学校だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、地域における教育活動への支援に取り組みます。

加えて、次代を担う子どもたちの未来を切り拓く力の基礎として、郷土の伝統・文化や歴史を深く理解し、尊重する心や自然を愛護する心の育成を図ります。

<具体的な取組内容>

① 保護者向け冊子や講座を提供し、親学びを支援します。

全小中学校と連携し、新小・中学1年生の保護者に対して、規則正しい生活習慣を身につけることの重要性などを周知します。

② 家庭教育電話相談やカウンセリングを実施します。

家庭での教育に悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できるよう電話相談を実施するとともに、臨床心理士等によるカウンセリングを行います。

③ 家庭教育テレビ番組を提供します。

乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者等に、家庭や地域での教育についての情報を提供します。

④ 家庭における生活リズムの向上を推進します。

「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする生活リズムに関する記録カードを作成し、幼稚園・保育所・認定こども園の全保護者に配付します。

⑤ 豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成を支援します。

子どもの公共マナーやルールに関する規範意識を育てるために、地域の婦人団体や青少年育成団体等と学校が連携した活動（グッドマナーキャンペーン等）を実施します。

⑥ 地域の子ども会活動を支援します。

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑦ 地域のふるさと活動を支援します。

将来を担う青少年の育成と地域住民の連帯感を醸成するため、地域で受け継がれてきた郷土芸能の育成保存など地域のふるさと活動を支援します。

⑧ 子どもが文化に触れる機会の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、個性と魅力にあふれる石川の文化が継承・発展されるよう、子どもが文化に触れる機会の充実を図ります。

⑨ 石川県健民運動推進本部が行う子どもや若者の健やかな育ちに向けた取組を支援します。

青少年が家庭や地域に見守られながら、自発的で創造性の豊かな心を育み、社会への参画意欲を高めることができるよう実施する「子ども・若者活動」や、子どもたちの自然を愛護する心や生き物への関心を育むことを目的とした「ふるさとのツバメ総調査」など、石川県健民運動推進本部が行う多様な取組を支援します。

<施策の方向性>

4-4 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに向けて、子どもの放課後の遊びと生活の場の提供や、少年非行・犯罪被害防止のための啓発、子どもの携帯電話やインターネットの適正利用等を推進します。

<具体的な取組内容>

① いしかわ子ども交流センターにおいて多様な支援活動を行います。

子どもや親、これから親になろうとする若者の拠点施設として、子どもの健全育成、子育て支援、若者の自立に向けた支援、子どもの権利擁護など多様な支援活動を行います。

② 放課後児童クラブの質の向上に努めます。(再掲)

子どもの就学後の保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後児童クラブの開所時間の延長促進を図るとともに、子どもの心身の健全な育成を図る観点から、放課後児童支援員研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子ども教室の指導員も対象とし合同で開催するなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めます。

③ 放課後子ども教室の取組を支援します。(再掲)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子ども教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

④ 「いしかわ S&P サポート制度」による連携を推進します。

小中高生の犯罪や被害に関し、学校と警察が相互に連絡を取り合い、児童生徒の再非行防止及び犯罪被害の未然防止と健全育成に努めます。

⑤ 少年非行防止教室等を開催します。

小中学生に対するピュアキッズスクールなどの少年非行防止教室や、中高生に対して犯罪被害者本人又はその家族が体験談を講演する命の大切さを学ぶ教室などを開催し、社会規範を守ることや命の大切さを教え、規範意識の高揚を図ります。

⑥ 保護者に対する非行・被害防止のための啓発を行います。

警察官、保護司、補導員等が講師となり、保護者を対象とした講座を実施し、小中学生の規範意識の高揚や非行防止のための家庭教育の向上に向けた啓発を行います。

⑦ 非行少年の立ち直りを支援します。

再非行のおそれのある少年に対して、地域社会との絆を構築するため、大学生ボランティアや少年警察ボランティア、地域、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、農作業体験活動等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施します。

⑧ 地域の子ども会活動を支援します。(再掲)

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑨ 子ども育成指導者の養成を行います。

地域での子どもたちの多様な体験活動をサポートする児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修や交流機会の確保を推進します。

⑩ 子どもにとって優良な図書等を推奨します。

子どもが豊かな情操と人間性をもった健全な社会人に成長できるよう、子どもにとって有益な図書等や映画、演劇を推奨し、普及を図ります。

⑪ 青少年のインターネット等の適正利用を推進します。

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯型ゲーム機・音楽プレイヤーなどの普及に伴い、青少年が容易にインターネットに接続できる環境が広まり、今後、さらに情報化が進展する中で、インターネットの適正な利用とそこに潜む危険性について、いしかわ子ども総合条例を踏まえ、児童生徒に適切な指導と、保護者への啓発活動を行います。

⑫ 児童生徒のネットトラブル未然防止事業を推進します。

情報技術に堪能な教員による「ネットチェックカーズいしかわ」が弁護士、県警サイバー犯罪対策室と連携の上、プロフィールサイトなどのネット上のパトロールを行い、学校におけるネットトラブルに関する指導を支援し、児童生徒のネット上のいじめ被害等に対する早期対応や未然防止に努めます。

<施策の方向性>

4-5 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようになることが重要であることから、思春期から心身の健康づくりに向けた必要な知識や態度を身に付けるための取組や支援の充実を図ります。

<具体的な取組内容>

① 子どもの心のケアネットワーク体制を推進します。

ひきこもりや小児うつ、摂食障害や発達障害、子どもの自殺など様々な子どもの心の問題について、病診連携や人材育成を促進し、医療・保健・教育・福祉関係者の連携の下での支援に取り組みます。

② 学校や地域での性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

学校においては、発育発達段階を踏まえた系統的な指導を行うために、児童生徒が自他の命を尊重しつつ、望ましい行動を選択できるよう、効果的な指導を推進するとともに、性の逸脱行動等に適切に対応するため、研修会を通じて指導力の向上を図ります。

また、県保健福祉センター、地域センターにエイズ・性感染症相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、エイズや性器クラミジア感染症等の検査を実施します。エイズや性感染症予防については学校と連携して、講演会を開催します。

③ 薬物乱用防止や未成年に対する喫煙・飲酒防止のための講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

薬物乱用防止指導員(学校薬剤師等)が、ビデオ、薬物標本、パネル、リーフレット等を活用し、薬物の性質と薬物のもたらす健康被害について解説し、薬物乱用防止の普及啓発を進めます。

また、未成年者に対して喫煙や飲酒を防止するための教育を推進します。

④ 妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発を進めます。(再掲)

安心・安全な妊娠・出産につながるよう、大学生などの若い世代に対し、妊娠・出産等に関する医学的な情報提供を推進します。

<施策の方向性>

4-6 食育の推進

健全な食生活の実践に向けて、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を促進するため、多様な主体による食育の取組を進めます。

<具体的な取組内容>

① 家庭における食育を推進します。

子どもの保護者や子ども自身の食に関する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣の確立を図るため、親子がともに取り組む家庭版食育計画の作成と、計画に基づく取組を促進します。

② 学校や保育所等における食育を推進します。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けさせるための手引書等を活用し、食に関する指導を推進します。

乳幼児期では、おいしく、楽しく食べることで「生きる力」の基礎を養うばかりでなく、遊びを通じて、自然との関わり、人との関わり、料理づくりの関わり、食文化との出会いなどの体験を通じ、望ましい食習慣の定着や食を通して豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めます。

③ 県産食材の学校給食等への導入を促進します。

食材や農業に関する学習や情報提供、県産農産物の活用を通じて、健全な食生活及び地産地消を推進します。

④ 地域の自発的な食育推進活動を促進します。

地域における自発的な食育推進活動の充実を図るため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画の策定と、計画に基づく取組を促進します。特に、子育て世代の体験型食育を推進する取組の実践を支援します。

また、国が定める食育の日(毎月 19 日)を普及啓発することにより、地域全体での食育の重要性の理解を促します。

数値目標	地域版食育推進計画の認定件数	(H26) 83 件 → (H31) 105 件
------	----------------	--------------------------

<施策の方向性>

4-7 子どもの安全の確保

子どもの日常生活における安全の確保等に向けて、地域全体で交通安全対策や犯罪被害防止対策、被害に遭った子どもの保護の推進に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 幼児等に対する交通安全教室を実施します。

幼稚園・保育所・認定こども園において、横断歩道の正しい渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。また、これらの活動が施設、家庭及び地域において日常的に行われるよう、保育士等を対象とした研修会を行うとともに、機会をとらえて女性団体や子育て支援団体等における普及啓発を進めます。

② 子ども110番の家や防犯ボランティアの活動を支援します。

子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進します。

また、子どもの見守り活動を取り入れた「自主防犯活動マニュアル」を活用するとともに、防犯ボランティア団体や地域の団体等のリーダーを対象とした研修の実施など、防犯ボランティア活動の充実と裾野の拡大を図り、防犯ボランティア活動を支援します。

③ 子どもの安全情報を地域に対して速やかに提供する体制を整えます。

交番・駐在所広報紙や地域安全ニュース等により、子どもが被害者となる事案や防犯対策に関する情報提供を推進するとともに、地域全体で子どもを犯罪から守るため、警察本部ホームページに事案の発生状況や地図情報、防犯対策を掲載し、子どもの安全に関する情報提供を行います。

④ 被害少年へのカウンセリングによる立ち直りを支援します。

被害少年に対して、専門的な立場からの指導・助言等のカウンセリングや専門機関等への引継ぎを行い、立ち直りを支援します。

5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

一人一人の子どもの健やかな育ちを支えるため、虐待や障害、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

<施策の方向性>

5-1 子ども虐待防止対策の充実

子どもの虐待相談件数が増加傾向にある中、子どもを虐待から守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を整備します。

<具体的な取組内容>

① 子育て中の親に対する相談援助等の実施により、虐待の未然防止を図ります。

子育て家庭が、気軽に子育てに関して相談できる機会を増やすため、「マイ保育園登録制度」の更なる普及や、地域子育て支援拠点の拡充を進めます。

また、生後4ヶ月を迎えるまでの、全ての乳児家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うなどのほか、支援が必要な家庭に対しては、適切な子育て支援サービスの利用につながるよう、関係者と連携し、継続的な相談支援を行います。

これらの取組を通じて、子育て家庭の育児不安を解消し、虐待の未然防止を図ります。

② 地域社会全体で子どもを見守り、虐待の早期発見を図ります。

県民に虐待が疑われるケースの積極的な通報を促すとともに、虐待を発見しやすい立場にある福祉、医療、教育、警察などの関係機関が連携を強化し、迅速な対応の確保を図ります。

③ 市町や児童相談所における虐待への早期対応を図ります。

市町における子ども虐待などの相談への適切な対応を確保するため、市町職員への研修を実施するなど、専門的な技術や知識の向上を図るほか、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活動を支援します。

児童相談所においては、夜間・休日の相談ニーズの増加に対応する24時間連絡体制の確保と、職員の専門性の向上に取り組むとともに、児童福祉司を補佐する児童福祉ソーターを配置し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。また、子ども虐待に関する医学的な判断・治療が必要なケースに適切かつ迅速に対処するため、協力病院と連携を進めます。

④ 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護対策を推進します。

子どもが同居する家庭での配偶者等に対する暴力は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指し、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の啓発活動や若年層に対する予防啓発を行うほか、被害女性の保護や自立支援等に取り組みます。

<施策の方向性>

5-2 社会的養護体制の充実

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どものそれぞれの状況に応じたきめ細やかな支援体制づくりに向けて、家庭と同様の養育環境の整備や、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組みます。

※社会的養護とは…

様々な理由により家庭で暮らせない子どもを、家庭に代わって養育する仕組みです。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームで養育する「家庭養護」があります。

なお、施設養護には、家庭的な環境で養育（家庭的養護）する「本体施設」での小規模グループケアや「グループホーム」があります。

<具体的な取組内容>

① 家庭養護を推進します。

「家庭養護」を推進するため、児童養護施設等に新たに配置される里親支援専門相談員と連携し、里親制度の周知や新規里親の開拓、ファミリーホームの設置支援、養育の質の向上のための研修を実施するなど、里親への支援の充実を図ります。

また、施設に入所している子どもが家庭的な雰囲気を体験できる家庭生活体験事業(週末里親)を実施します。

数値目標	里親等(里親、ファミリーホーム) 委託率	(H25) 13.3% → (H31) 17%
------	-------------------------	-------------------------

② 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。

児童養護施設等のケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）による家庭的な養育環境（家庭的養護）の充実を図ります。

また、施設における養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、被虐待児童などの対応について、精神科医師などの専門家とも連携しながら、児童養護施設への支援を行う体制を整備します。

③児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。

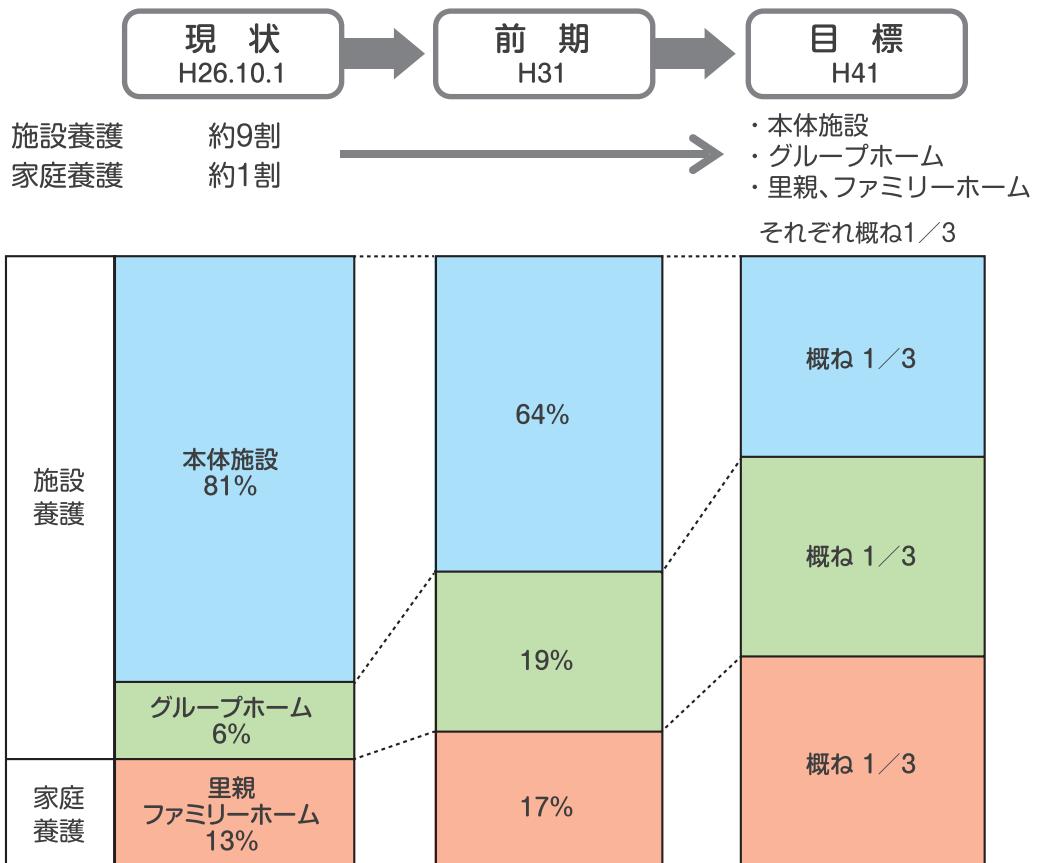
虐待、経済的困窮等様々な理由により児童養護施設等で養育されている子どもに対し、子どもの適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを派遣し、自立した社会人となるための支援をします。

また、家庭復帰に向けた親子関係の再構築、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援の充実を図ります。

④子どもの権利擁護を推進します。

児童養護施設等や里親の下などで暮らす子どもの権利を擁護するため、必要に応じて権利擁護委員を派遣します。

本県における社会的養護の現状と目標



各期の目標値

(単位：人)

区 分		現 状 (H26.10.1)	期 間		
			前 期 (H31)	中 期 (H36)	後 期 (H41)
需要量推計 (措置児童数)		342	350	350	350
供給量目標	施設 養護	本体施設 276 81%	226 64%	161 46%	129 37%
		グループホーム 21 6%	65 19%	99 28%	104 30%
	家庭 養護	里親 ファミリーホーム 45 13%	59 17%	90 26%	117 33%

供給量見込み (定員数) 472 460 428 404

※各期の目標値は、5年ごとの期末に見直す。

※「需要量推計 (措置児童数)」は、今後も同程度で推移すると推計。

※「供給量見込み (定員数)」は、児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」に各期の里親等委託児童数の目標値を加えたもの。

※後期 (H41) には、「本体施設」は全て小規模グループ化。

<施策の方向性>

5-3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て支援等の生活支援に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① ひとり親家庭等の就業をサポートします。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、専門の相談員を配置し、相談から就職までハローワークなどと連携を図りながら総合的な就業支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が就職に必要な資格取得や技能習得のための職業訓練の実施や自立支援給付金の支給などによる支援を行います。

数値目標	母子家庭の母の常用雇用率	(H24) 54.5% → (H29) 60%
※ひとり親家庭実態調査(県実施)により把握		

② ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。

経済的な理由により子どもの高校や大学等への進学が困難な世帯や、生活が困窮している世帯に対し、修学資金や生活資金などを低金利又は無利子で貸付を行うほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給などによる支援を行います。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子福祉センターに養育費相談員を配置し、養育費に関する相談・支援を行います。

③ ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。

ひとり親家庭等の子どもが望む進路の実現を支援するため、学習支援を行います。

また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活できるよう、親の修学や傷病治療などに際して、一時的な家事援助や保育サービス等の提供、放課後児童クラブ利用料の助成を行うほか、母子・父子自立支援員による生活や子育て等に関する相談・支援や、子育てや家事等に関する講習会を開催します。

<施策の方向性>

5-4 障害児施策の充実等

本県の障害者施策の基本計画である「いしかわ障害者プラン2014」に基づき、障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な支援の実施を図るため、障害の疑いがある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実、自立までの一貫した支援に取り組みます。

<具体的な取組内容>

① 障害のある児童生徒のニーズに応じた指導や支援を行います。

児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、地域の教育、福祉、医療、労働等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を図ります。

また、個別支援計画を策定し、一貫性のある支援を行います。

② 発達障害児への支援に取り組みます。

アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害児に対し、発達障害者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的な支援を行います。発達障害の中でも、知的障害を伴う自閉症児に対する支援を専門的に行う拠点として、自閉症支援センターにおいて、相談、療育、就労に関する一貫した支援を行います。また、緊急時等の一時保護も行います。

また、学校教育においては、専門相談員、生徒指導・発達障害サポートチームの派遣等により、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童生徒を支援します。

③ 聴覚障害児に対する早期支援を図ります。

産科や耳鼻科の医療機関や市町の保健、福祉の関係者が密接に連携し、聴覚障害について早期からの最適な治療・療育の提供を図るとともに、家族への相談支援を行います。

④ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。

地域で障害のある子どもを育てていけるよう、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進め、地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの圈域ごとの設置を促進します。

また、事業所において、医療的ケアに対応できる介護職員を養成するため、研修を実施するなど体制づくりに努めます。

働き方

6 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進

近年、出産後も仕事を続ける女性が増え、また、子育てをしながら責任ある立場で仕事をしていくことを希望する女性も少なくありません。他方、男女を問わず、長時間労働は引き続き解決すべき課題とされています。

子育てをしながらどのように仕事に取り組むかについては、個々人の希望により様々ですが、その希望を実現することは、本人のみならず企業や社会にとっても有益であると考えられます。

このように、少子化対策のみならず女性の活躍を推進していく観点からも、子育てをしながら安心して仕事を続けていくことができる社会環境の実現を図ることの重要性がますます高まっていることから、これから家庭を築く若い世代なども含め、誰もが仕事と生活に好循環を形作れるような取組を推進していきます。

<施策の方向性>

6-1 企業におけるワークライフバランスの取組促進

企業におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や、ワークライフバランスの取組内容の更なる充実に向けた支援を行い、取組の「質の向上」につなげるとともに、企業の経営者や管理職に対して、子育て中の労働者を応援・サポートする意識を根付かせることにより、子育て中の労働者などが能力を十分に發揮できる、働きやすい職場環境の整備を支援します。

<具体的な取組内容>

① 一般事業主行動計画の着実な実行や計画内容の更なる充実を支援・促進します。

一般事業主行動計画を策定した企業に対して、専門家を派遣し集中的に支援を行い、その取組や成果を業種ごとにモデル企業として紹介することなどにより、計画の着実な実行や計画更新時ににおける内容の更なる充実に向けた取組の普及を図ります。

② 専門家によるコンサルティングにより、企業におけるワークライフバランスの更なる取組を支援します。

既にワークライフバランスの理解と取組が進んでいる企業に対し、ワークライフバランスの専門知識を持つコンサルタントを派遣し、企業経営の観点も含めた本格的な取組を指導・アドバイスするとともに、コンサルタントによる相談及び企業間の情報交換会の開催などにより、より一層の高みを目指す企業の取組を支援します。

③ 業界団体等と協力しセミナーを開催するなど、企業の経営者や管理職等への普及啓発を行います。

業界団体等と協力してセミナーを開催するなどにより、企業経営者や管理職・人事労務担当者に対し、ワークライフバランスに取り組むメリットや具体的な取組手法を紹介するとともに、「子育て中の社員を応援・サポートする」意識の啓発を行います。

また、育児休業を取得しやすい環境整備について、労使向けセミナーの開催や広報誌などにより、石川労働局とも連携を図りながら、普及啓発を進めます。

数値目標	育児休業取得率(男性)	(H25) 0.6% → (H32) 13%
	年次有給休暇取得率	(H25) 36.7% → (H32) 70%

※少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)における目標値

④ ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

一般事業主行動計画を策定し、行動計画の内容等を公表する企業を「ワークライフバランス企業」として広く周知するとともに、ワークライフバランス企業のうち特に優れた取組を行っている企業を表彰します。

数値目標	ワークライフバランス表彰企業数	(H26) 45 社 → (H31) 70 社
-------------	-----------------	-------------------------

⑤ 男女共同参画を推進するために、具体的な取組を宣言した企業を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定します。

男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、女性の活躍を推進するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取組や、仕事と育児・介護の両立支援などを推進するワークライフバランスの取組、男女が共に働きやすい職場環境づくりなどの取組について、社内で具体的に取り組むことを宣言した企業等を認定し、その取組を支援します。

⑥ 競争入札参加者資格審査に当たり、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価します。

競争入札参加者資格審査(物品、建築物管理、建設工事)に当たって、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価するため、一般事業主行動計画を策定し届出した者に対して評価点数を加算します。

<施策の方向性>

6-2 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

学生から労働者まで広く県民に対して、自らのワークライフバランスを実現することの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、両立のノウハウの提供等を行います。

<具体的な取組内容>

① 子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。(再掲)

女性の就職を支援するため、「いしかわ女性再チャレンジ支援室」を設置し、個別相談や各種情報提供等により、子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

② 育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援します。

育児休業中の労働者を対象とした職場復帰セミナーの開催や、子どもの急な病気への対応など仕事と育児の両立の不安や悩みに対して、専門家からのアドバイスの実施などにより、育休からの円滑な職場復帰とその後の就業継続を支援します。

③ 大学生に自身のライフプランやキャリアを考える「きっかけ」を提供するためのセミナーを開催します。

これから就職し、社会に出る大学生や短大生に対して、仕事と育児を両立している社会人の先輩の経験談などを通じ、職業選択や今後のキャリアの形成においてライフプラン(結婚、出産、育児など)を意識しておくことで、仕事も家庭も充実した人生につながることの理解を促します。

数値目標

ライフプラン・キャリアデザイン
セミナー実施校(大学・短大)数(累計)

(H26) 4 校 → (H31) 19 校

④ 「県民育児の日」の実施など、県民に対するワークライフバランスの普及啓発を進めます。

子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とし、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、毎月 19 日を「県民育児の日」と定め、その普及啓発のためいしかわエンゼルマーク運動を進めます。

数値目標

ワークライフバランスの認知度

(H25) 51.4% → (H30) 70%

※結婚や子育てに関する県民意識調査により把握

子どもの貧困対策に関する県の取組概要

平成 26 年 1 月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 1 項において、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨規定されており、本県でも子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

国の子供の 貧困対策に関する 大綱における 重点項目		石川県における重点施策		
		主な取組	主な事業	掲載 ページ
1.教育の支援	(1) 大学等進学に対する教育機会の提供	・奨学金制度により、高校・大学等への進学の支援を図ります。	・育英資金 ・就学援助（市町事業、小・中学校）	P35、41
	(2) 生活窮困者世帯等への学習支援	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。	・低所得世帯児童学習支援事業	P54
2.生活の支援	(1) 保護者・子供の生活支援	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。 (再掲)	・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・生活困窮者自立支援事業	P54
		・家庭における食育を推進します。	・食育実践促進事業	P47
		・児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。	・退所児童等アフターケア事業	P52
	(2) 子供の就労支援	・キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。	・高校生のインターンシップ体験活動	P24
		・児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。(再掲)	・退所児童等アフターケア事業(再掲)	P52
	(3) 支援する人員の確保等	・ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。 (再掲)	・母子・父子自立支援員の配置	P54
		・児童擁護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。	・児童養護施設等措置費	P51
	(4) その他の生活支援	・妊娠初期から出産・育児に至る一貫した健康管理に努めます。	・乳児家庭全戸訪問事業	P25
		・県営住宅入居に際して、多子世帯に優遇措置を講じます。	・ひとり親家庭等への優遇措置	P35、37
3.保護者に対する 就労の支援	保護者に対する就労の支援	・ひとり親家庭等の就業をサポートします。	・母子家庭等就業・自立支援事業 ・生活窮困者自立支援事業	P54
4.経済的支援	経済的支援	・ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭養育費相談支援事業 ・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・生活福祉資金 ・生活保護	P54